令和八年十月八日

令和八年第四回岐阜県議会定例会会議録

第　五　号

議事日程（第五号）

令和八年十月八日（木）午前十時開議

第一　議員の発言の取消しについて
第二　議第八十六号、議第百一号から議第百八号まで及び議第百十二号
第三　請願第四十四号から請願第四十七号まで
第四　議第百十三号
第五　県議第十四号から県議第十八号まで
第六　議員派遣について

本日の会議に付した事件

一　日程第一　議員の発言の取消しについて

一　日程第一　議第八十六号、議第百一号から議第百八号まで及び議第百十二号
一　日程第三　請願第四十四号から請願第四十七号まで
一　日程第四　議第百十三号
一　日程第五　県議第十四号から県議第十八号まで
一　日程第六　議員派遣について

出席議員　四十四人

一番	木村千秋	君
二番	辻井俊貴	君
三番	判治康信	君
五番	平野恭子	君
六番	長谷川泰幸	君
七番	和田直也	君
八番	今井瑠々	君
九番	牧田秀憲	君

十番	十一番	十二番	十三番	十四番	十五番	十六番	十七番	十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十六番	二十七番	二十八番
黒田	森	中川	伊藤	澄川	山内	森	小川	平野	所	今井	藤本	安井	恩田	広瀬	酒向	水野	布俣
芳弘君	治久君	裕子君	英生君	寿之君	房壽君	益基君	祐輝君	祐也君	竜也君	政嘉君	恵司君	忠幸君	佳君	修君	薫君	吉近君	正也君

二十九番　国枝慎太郎君
三十番　長屋光征君
三十一番　高殿尚士君
三十二番　田中勝君
三十三番　松岡正人君
三十五番　水野正敏君
三十六番　野島征夫君
三十七番　渡辺嘉山君
三十八番　伊藤正博君
三十九番　川上哲也君
四十番　伊藤秀光君
四十一番　平岩正光君
四十三番　佐藤武彦君
四十四番　森正弘君
四十五番　村下貴夫君
四十六番　尾藤義昭君
四十七番　岩井豊太郎君
四十八番　猫田孝君

欠席議員　一人

三十四番　小原尚君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅本雅史
総務課長	田中由美子
議事調査課長	此島祐司
議事調査課管理調整監	大平洋右
同課長補佐	佐藤由子
同主査	堀部貴子
同主査	中島敦

説明のため出席した者の職氏名

知事	江崎禎英君
副知事	足立葉子君
副知事	国枝玄君
会計管理者	工藤由理香君
理事（まちづくり担当）	野崎眞司君
知事公室長	松本順志君
総務部長	平野孝之君
総合企画部長	兼松伸和君
総合企画部未来創成局長	保科実君
危機管理部長	海蔵敏晃君
環境エネルギー生活部長	田口博史君
健康福祉部長	中西浩之君
子ども・女性部長	桑田善晴君

商工労働部長	小島光則君
観光文化スポーツ部長	渡辺幸司君
農政部長	堀智考君
林政部長	長谷川雅樹君
県土整備部長	藤井忠直君
都市建築部長	飯島竜二君
都市建築部リニア未来都市局長	戸田克稔君
教育長	堀貴雄君
警察本部長	山口寛峰君
代表監査委員	鈴木祥一君
人事委員会事務局長	大野陽一君
労働委員会事務局長	廣瀬雅史君

十月八日午前十時開議

○議長（松岡正人君）　ただいまより本日の会議を開きます。

○議長（松岡正人君）　諸般の報告をいたします。

決算特別委員会の委員長には伊藤秀光君、副委員長には高殿　尚君が選任された旨、報告がありました。

そのほかの報告は、書記に朗読させます。

（書　記　朗　読）

議案の提出について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、議第百十三号　人事委員会委員の選任同意についての議案の提出がありました。

発案書の提出について

議員から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、県議第十四号　交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書について、外四件の発案書の提出がありました。

○議長（松岡正人君）　日程第一を議題といたします。

お諮りします。広瀬　修君から、十月二日の会議における発言の一部について、また木村千秋君から、同日の会議における発言の一部について、それぞれ発言取消し申出書に記載した部分を岐阜県議会会議規則第六十

一条第一項の規定により、取消ししたいとの申出がありました。この取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君）　御異議なしと認めます。よって、広瀬　修君並びに木村千秋君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

＋＋＋

億二千三十六万六千円、防災・減災対策や公共事業の内示増などにより県債を七十四億四千三百四十万円それぞれ計上するものであります。

歳出予算補正については、当委員会所管として総額一億六千六十七万七千円の増額となっております。

その主な内容としましては、防災ヘリコプターの部品の交換・修理を行う経費として一億一千六百四十五万六千円、税制改正に対応するためのシステム改修を行う経費として四千三百六十二万一千円、それぞれ計上するものであります。

また、当委員会所管の債務負担行為補正については、揖斐総合庁舎便所改修工事を変更するものであります。

次に、条例その他の議案としましては、議第百六号　現地機関の執務椅子の取得についての一件であります。

採決の結果、議第八十六号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係、債務負担行為補正中総務委員会関係及び地方債補正並びに議第百六号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

防災ヘリコプターの追加整備に至った経緯について質疑があり、執行部から、飛行時間二千五百時間ごとに行うエンジンのオーバーホールを実施した結果、トランスミッションに不具合が見つかったことから部品の交換・修理を行うものであるとの答弁がありました。

以上、総務委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○議長（松岡正人君）　企画経済委員会委員長　広瀬　修君。

〔企画経済委員会委員長　広瀬　修君登壇〕

○企画経済委員会委員長（広瀬　修君）　企画経済委員会に審査を付託されました議案三件及び請願一件の審査の経過及び結果についてを御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第八十六号の令和八年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額一千四百八十八万三千円の増額となっております。

その主な内容としましては、公募型研究費助成事業の採択に伴う外部資金の獲得実績に応じた研究費として八百十三万八千円、現代陶芸美術館における美術品等の収集に当たり、寄附金を活用して作品を取得し収蔵品の充実を図るための経費として五百四十五万円、それぞれ計上するものであります。

次に、条例その他の議案としましては、議第百一号　岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例についてなど二件であります。

採決の結果、議第八十六号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係、議第百一号及び議第百七号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

県内市町村における電子投票の導入の検討状況について質疑があり、令和八年八月に実施したアンケートでは、十五の市町村が導入を予定または検討していると回答があったものの、現時点において美濃加茂市以外の市町村から条例改正の相談はないとの答弁がありました。

次に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第四十四号　働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書を政府に提出することを求める請願については、現在、国の労働政策審議会を中心として、健康確保を前提としつつ、企業や働く者の実態に即した柔軟な労働時間制度の在り方について、政労使三者が議論を重ねているところであり、その審議の推移を見守るべき段階であることから不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数をもって不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上、企画経済委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○議長（松岡正人君）　厚生環境委員会委員長　安井　忠君。

〔厚生環境委員会委員長　安井　忠君登壇〕

○厚生環境委員会委員長（安井　忠君）　厚生環境委員会に審査を付託されました議案四件及び請願一件の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、執行部から説明があった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第八十六号の令和八年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額六億五千二百七十二万六千円の増額となっております。

その主な内容といたしましては、社会福祉法人などが実施する障がい者施設などの整備に要する経費を補助するための経費として二億四千六百五十七万円、介護分野の職員の処遇改善のため、職員の賃上げを行う事業所に対して補助するための経費として一億一千四百万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、条例その他の議案といたしましては、議第百二号　岐阜県環境影響評価条例の一部を改正する条例に

ついてなど三件であります。

採決の結果、議第八十六号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係、議第百二号、議第百三号及び議第百十二号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部からの説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

北アルプス槍ケ岳への登山ルート上にある滝谷避難小屋の解体・撤去実施に当たり、現在の利用状況について質疑があり、昭和四十四年に設置されたもので老朽化しており、上部には民間の山小屋が、下部には高山市の避難小屋があることからほとんど使用されておらず、地元の合意を得た上で撤去するものであると答弁がありました。

次に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第四十六号　私立高等学校に対する県費補助金の増額等についての請願については、本県でも多様な教育機会の確保を図るとともに、公立のみならず私立を含めた学校教育の振興のためには、保護者の負担軽減や私学経営の安定のための私学助成が急務であるとの理由から採択すべきものと意見があり、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決定をいたしました。

以上、厚生環境委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（松岡正人君）　農林委員会委員長　恩田佳幸君。

〔農林委員会委員長　恩田佳幸君登壇〕

○農林委員会委員長（恩田佳幸君）　農林委員会に審査を付託されました議案一件の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第八十六号の令和八年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額十四億八千七百五十万三千円の増額となっております。

その主な内容といたしましては、県営ため池防災対策事業費について、熊本地震や多発する大雨などを踏まえ、農業用ため池や水路の整備を実施するための経費として四億八千二百三万二千円、治山事業費について、災害リスクが高く早急に対策が求められる森林において、治山施設の整備を推進し、山地防災力の強化を図るための経費として六億円をそれぞれ計上するものであります。

なお、当委員会所管の繰越明許費については、県営中山間地域総合整備事業費など二事業を計上するものであります。

債務負担行為補正については、岐阜県森林公社への造林事業資金融資に係る損失補償の変更が一件であります。

採決の結果、議第八十六号のうち歳出予算補正中農林委員会関係、繰越明許費中農林委員会関係及び債務負担行為補正中農林委員会関係については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

スマート農業推進費に関し、補助対象とする機械及びソフト事業の内容についての質疑があり、執行部から、機械に関しては直進アシスト機能付トラクターや収量コンバイン等、データを収集・活用できる機械の導入を想定しており、ソフト事業に関しては、導入した機械等を操作・活用するための研修や必要な免許・資格取得など、人材育成等に係る費用を想定しているとの答弁がありました。

以上、農林委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○議長（松岡正人君）　土木委員会委員長　今井政嘉君。

〔土木委員会委員長　今井政嘉君登壇〕

○土木委員会委員長（今井政嘉君）　土木委員会に審査を付託されました議案三件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第八十六号　令和八年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額九十四億六千二百十五万二千円の増額となっております。

その主な内容といたしまして、地震や集中豪雨等の自然災害への備えとなる防災・減災対策や、老朽化したインフラ施設の安全確保対策を実施するための経費として合計六十四億円、まちのにぎわい創出に向けた交通システムの在り方の検討を行うための経費として合計三千万円をそれぞれ計上するものであります。

なお、当委員会所管の繰越明許費については、道路新設改良費など五事業を計上するものであります。

債務負担行為補正については、国道三百三号線鉄嶺トンネル第四工区新設工事など追加が二十三件、変更が令和七年発生普通河川般若谷災害関連工事の一件であります。

次に、条例その他議案として、議第百四号　岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例についてなど二件であります。

採決の結果、議第八十六号のうち歳出予算補正中土木委員会関係、繰越明許費中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係、議第百四号並びに議第百五号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主な内容を申し上げます。

交通システムの在り方検討に係る交通影響の調査の内容について質疑があり、交通量のピーク時に渋滞の発生が想定される交差点において、新たな交通システムを導入した場合のシミュレーションを行い、交通への影響及び対策を検討するものであるとの答弁がありました。

以上、土木委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（松岡正人君）　教育警察委員会委員長　平野祐也君。

〔教育警察委員会委員長　平野祐也君登壇〕

○教育警察委員会委員長（平野祐也君）　教育警察委員会に審査を付託されました議案二件及び請願二件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明があった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第八十六号の令和八年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額六十三億四千六百八十二万二千円の増額となっております。

その主な内容としましては、高校教育改革を先導する改革先導拠点校の事業実施に係る国庫補助金を基金に積み立てるための経費として六十二億二千九百六十八万円を計上するものであります。

なお、当委員会所管の債務負担行為補正については、岐阜工業高等学校実習棟解体工事など追加が八件、警察統合情報データベースサーバーの借上げ及び保守管理委託の変更が一件であります。

次に、条例その他の議案としましては、議第百八号　パーソナルコンピュータの取得についてであります。

採決の結果、議第八十六号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係並びに議第百八号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

警察本部関係では、運転免許試験車両の更新頻度について質疑があり、執行部から、おおむね十年をめどに車両の損耗状況を踏まえながら、順次計画的に更新を行っているとの答弁がありました。

教育委員会関係では、高校教育改革の推進に向けて基金に積み立てる約六十二億円のうち、本年度支出分の具体的な内容について質疑があり、執行部から、岐阜工業高校実習棟の解体や地盤調査などに要する経費であるとの答弁がありました。

最後に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第四十五号　県立高校の体育館に早急に空調設備（エアコン）の設置を求める請願と請願第四十七号　県立高校の体育館への空調設備（エアコン）の設置を求める請願は、願意が同様の内容であるため、二件を一括して審査を行いました。

近年の猛暑を踏まえると、生徒の命と健康を守る観点から体育館の空調整備は不可欠で、現在導入されているスポットクーラーでは抜本的な対策とは言えないこと、また熊本地震で浮き彫りとなった避難所機能の充実や南海トラフ地震への備えとして、避難所となる体育館の環境整備は急務であることから採択すべきとの意見

があり、採決の結果、全会一致をもってそれぞれ採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育警察委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（松岡正人君）　ただいまから議第百一号から議第百八号まで、議第百十二号及び請願第四十五号から請願第四十七号までを一括して採決いたします。

お諮りします。各案件を各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君）　御異議なしと認めます。よって、各案件は各委員長報告のとおり決定いたしました。

ただいまから議第八十六号及び請願第四十四号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。十三番　伊藤英生君。

〔十三番　伊藤英生君登壇〕

○十三番（伊藤英生君）　私からは、請願第四十四号　働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書を政府に提出することを求める請願について、不採択とすべきものとする委員長報告に反対し、採択を求める立場から討論いたします。

本請願は、働く人の命と健康を守り、十分な休息と生活時間を確保できる労働時間法制の実現を求めるものです。あわせて、労働基準監督署による指導・監督の維持と強化、政労使三者による慎重な合意形成を求めています。

委員会では、現在、国の労働政策審議会を中心に、健康確保を前提とした柔軟な労働時間制度について議論しているため、その推移を見守るべきだとの意見が示されました。しかし、国の議論を尊重することと県議会

が意見を届けることは両立いたします。むしろ、制度の方向性を検討している今こそ、地域で働く人々の声を届けるべきではないでしょうか。

また、本請願は、働き方の柔軟化を一律に否定するものではありません。求めているのは、長時間労働につながりかねない規制緩和を行わず、労働時間の短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や、企業・労働者への支援です。柔軟な働き方を進めるのであれば、必要な休息を確保し、健康を守る実効性のある仕組みが必要です。不採択の理由でも、健康確保を前提としている以上、その前提を確かなものとする本請願の趣旨は共有できるはずです。

さらに、本請願が求めるＩＬＯ三者構成原則の堅持は、労使当事者の声を十分に反映し、民主的かつ慎重な合意形成を徹底することです。これは、委員会で示された政労使三者による議論を重視する考え方とも一致します。

皆様、働く人の健康と生活を守ることは、県民の暮らしを支え、地域の企業が人材を確保し、事業を続けていくためにも大切です。国で議論されている今だからこそ、働く人の声を尊重し、命と健康を守る制度を求める意思を岐阜県議会から届けようではありませんか。

議員各位におかれましては、不採択とすべきものとする委員長報告に反対し、本請願の採択に御賛同くださいますようお願い申し上げ、私からの討論といたします。

○議長（松岡正人君）　三十一番　高殿　尚君。

〔三十一番　高殿　尚君登壇〕

○三十一番（高殿　尚君）　ただいま議題となっております請願第四十四号　働く者の声を尊重した労働時間法

制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書を政府に提出することを求める請願を不採択とすることについて、県政自民クラブを代表し、賛成の立場から討論を行います。

現在、国においては、労働政策審議会を中心に、健康確保を前提としつつ、企業や働く者の実態に即した柔軟な労働時間制度の在り方について、まさに政労使三者が議論を重ねている最中です。本請願が求める内容は、その議論の方向性をあらかじめ一方向に縛るものであり、適切ではありません。

また、人手不足や生産性向上が喫緊の課題である中、一律的な規制強化は、中小企業を含む県内事業者の経営に支障を来すおそれがあります。働く者の健康を守ることは重要ですが、そのために規制強化だけではなく、労使が自律的に取り組める環境整備こそが求められております。国の審議の推移を見守るべき段階であり、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることを求めます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（松岡正人君）　十二番　中川裕子君。

〔十二番　中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君）　私からは二件申し上げます。

まず最初に、議第八十六号　令和八年度岐阜県一般会計補正予算中土木費、都市計画総務費、まちづくり推進費三千万円についてです。

これは、岐阜圏域への新交通システム導入の検討において、これまで行ってきた調査とともに、自動車交通への影響、既存インフラへの影響について詳細な調査を行うための補正予算です。ＬＲＴありきではないとこの間説明が何度もされておりますが、そうであるならば、バスなどほかの複数の交通手段、そして複数ルート

について同様の調査をすべきです。住民が日々の暮らしの中で何を求め、何に困っているのかという県民ニーズに基づいた複数ルートを比較した検討をすべきと考えます。

公共交通政策をまちづくりと一体で住民と共に考えること自体は否定するものではありませんし、むしろもっと生の住民の声を聞いて進め、まちづくりや公共交通政策を検討してほしいと考えますが、今、県が主導しているＬＲＴなど新交通システム導入に係る一連の検討状況には、このような理由で賛同できません。検討の方向性、検討方法の見直しを求めます。

その上で二点、今回の補正予算に関わる問題点を申し上げます。

まず一点目です。これまでの検討過程と今後の検討プロセスが見えないという点です。

これまで四回開催されたという検討会での検討過程は公開されておらず、中間報告のみが示されました。知事は、様々な場で県民参加の開かれた議論を求める発言をしておられますが、議論の前提としてどういった資料が出されているのか、どのような議論が交わされているのか知ることはできません。また、これらの検討会や調査は何をもって調査終了になるのか不明確であり、ゴールが示されておりません。今回、補正予算として三千万円計上されていますが、これは検討過程のどの部分であり、どこに向かっているのか、県民にも議会にも検討プロセス全体像を示し、県民参加で議論を進めるべきではないでしょうか。

二点目です。想定される予算規模が不明確という点です。

この一連の検討に当たっては、昨年九月議会の補正予算で三千万円の調査費が計上されました。今回の三千万円と合わせ、この議会では六千万円の調査費が図られております。しかし、九月十七日付の中日新聞では、これらの補正予算とは別に、昨年度ＬＲＴ新交通システムに関する予算と明示せずに三業務、約一億六百四十

一万円を契約していたことが報じられています。これらについては議会には一切説明がなく、県民に開かれた議論を望んでいただけに、非常に不信感を抱いております。

今回の補正予算と合わせると、これまでに総額約一億六千万円以上の県費を調査に投入することになりますが、議案説明会では、今後こうした予算がどこまで増えるのか、予算規模も調査・検討スケジュールも分からないとの回答でした。一体幾らかかるのか分からない政策に億を超える規模でどんどん調査費だけ投入している状態というのは、予算審議の在り方として適切ではないと考えます。

現在、県においては、厳しい財政状況を受け、県単独事業に対する厳しい見直しが求められている状況であり、県民の理解を得られるのでしょうか。ＬＲＴなど新交通システム導入は県民にとって非常に大きな政策的意味を持つものです。これまでの費用負担も多額になっております。補正予算の提案に当たっては、将来的にどれほどの予算規模を想定しているのか、どのような政策決定、プロセスを踏んでいくのかについて、県には説明責任を果たすことを求め、この予算には反対いたします。

続きまして、請願第四十四号　働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書を政府に提出することを求める請願についてです。

本請願は、働く人の命と健康を守るために労働時間規制を後退させてはならないということを国に求める請願です。先ほどの不採択の理由として、国において議論がされているところとのことですが、その議論の方向性は時間外労働のさらなる緩和です。時間外労働においては、この間、労働基準法の中で特別の事情がある場合、労使協定によって月百時間未満、二から六か月平均で月八十時間という過労死に至る水準まで容認されている重大な抜け穴がつくられてきました。現在の議論の方向性は、これを拡大しようとするものです。

また、不採択の理由としてもう一点、心身の健康維持を大前提とした議論をするとおっしゃいますが、この請願で指摘されているように、労災請求件数が過去最多となっています。二〇二五年度の過労自殺の労災補償請求件数は二〇二一年の一・五倍、四年で急増しており大変深刻な事態です。仕事によって命や健康を失う方が後を絶たないのが現状です。

もう一点、不採択の理由として、中小企業の経営に支障を来すとの御指摘がありました。岐阜県においては、中小・小規模事業者が多くを占め、その少なくない職場で人手不足という深刻な課題に直面しています。だからこそ、働く人を使い潰すような働き方が見直されていかなくてはならないと思います。

今必要なのは、長時間労働を前提とした規制緩和ではなく、適正な労働時間と人員確保、業務の見直し、賃金の引上げなどの職場をつくって、そうした中小・小規模事業者への実効性ある支援こそ求められています。これを国や行政が取り組むことこそ、持続可能な地域社会、地域経済をつくることではないでしょうか。

岐阜県議会から本請願の趣旨に基づいた意見書を提出することは非常に重要だと考えます。採択を求め、討論といたします。

○議長（松岡正人君）　以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

ただいまから議第八十六号及び請願第四十四号を起立により一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件を各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡正人君）　起立多数であります。よって、各案件は各委員長報告のとおり決定いたしました。

＋＋＋

○議長（松岡正人君）　日程第五を議題といたします。

ただいまから県議第十四号　交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書について及び県議第十五号　熊本地震を踏まえた避難所における生活・衛生環境の改善及び夏季の暑熱対策の強化を求める意見書について、各案件に対する提出者の説明を求めます。十九番　所　竜也君。

〔十九番　所　竜也君登壇〕

○十九番（所　竜也君）　県議第十四号　交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明いたします。

令和七年五月、愛知県一宮市において発生した交通事故では、道路を横断中の妊婦が車にはねられて命を落とし、緊急帝王切開によって出生した女児に重い障がいが残るという大変痛ましい事案が発生いたしました。

現行の刑法及び自動車運転死傷処罰法では、胎児は独立した「人」ではなく「母体の一部」として取り扱われているため、母体への加害によって胎児が出生後に障がいを負い、あるいは死亡に至った場合であっても、胎児自身を被害者として加害者に相応の刑事責任を問うことは極めて困難な状況にあります。

本件事故においては、被害者家族から、生まれた子についても被害者として適正に取り扱われることを求める切実な声が上がっており、その訴えに賛同する署名は十三万筆を超えています。これは、現行制度と国民感情との間に大きな乖離があることを示しているものと考えます。

医療技術が進歩した今日、被害を受けた時点が出生前か、また出生後かという違いによって、法的評価や救済措置に大きな格差が生じている現状は、生命の尊厳や法の下の公平性、犯罪被害者支援の観点からも重要な課題であります。

よって、交通事故等による母体への加害行為によって胎児が出生後に死傷した場合の処罰規定について、刑法上の見直しも含めた法改正等の議論を積極的に行うこと。

死傷した胎児及びその遺族等について、被害者参加制度をはじめとする法的手続において、被害者としての適切な地位が認められるよう制度の改善及び制度設計を進めること。

交通事故等により出生前に障がいを負った子供とその家族が、生涯にわたり必要な医療、介護及び福祉サービスを安心して受けられるよう、公的な被害者支援体制の充実・強化を進めること。

以上三点について、対策を講じられるよう強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。

続いて、県議第十五号　熊本地震を踏まえた避難所における生活・衛生環境の改善及び夏季の暑熱対策の強化を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明いたします。

近年、気候変動の影響等により全国各地で大規模な自然災害が頻発しております。令和六年の能登半島地震に加え、本年七月に発生した熊本地震では、多くの住民が避難生活を余儀なくされ、避難所が被災者の生活を支える重要な拠点であることが改めて認識されました。

一方で、真夏の厳しい暑さの中での避難生活は、熱中症や健康状態の悪化を招くおそれがあり、避難所における暑熱対策の重要性が浮き彫りとなっています。さらに、飲料や水、トイレ、入浴施設の確保やプライバシーへの配慮など、避難所の生活・衛生環境には依然として多くの課題が残されています。

また、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える家庭、妊産婦など、災害時に特別な配慮を必要とする方々への対応も求められており、避難所環境の改善と暑熱対策の強化は喫緊の課題となっています。

よって、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に沿った避難所の開設や、避難所用物資の備蓄及び整備を行う自治体に対する財政支援措置の継続・拡大を図ること。

酷暑時における避難の長期化を見据え、屋内運動場の空調設備整備など避難所環境の改善に向けた国による財政措置をさらに充実させること。

一般避難所への避難が困難な方のための福祉避難所の充実に向けた資機材や福祉人材の確保など、推進する自治体の取組を支援するとともに、要配慮者に対する暑熱対策の充実を図ること。

以上三点について、対策を講じられるよう強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、意見書発案の趣旨説明といたします。

○議長（松岡正人君）　お諮りいたします。県議第十四号及び県議第十五号を直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君）　異議なしと認めます。よって、各案件を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから県議第十四号及び県議第十五号を採決いたします。

お諮りいたします。各案件を原案どおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君）　御異議なしと認めます。よって、各案件は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第十六号　軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。二十四番　広瀬　修君。

〔二十四番　広瀬　修君登壇〕

○二十四番（広瀬　修君）　県議第十六号　軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明いたします。

軽油引取税の課税免除措置、いわゆる免税軽油制度については、国民生活や対象事業者への影響等を勘案し、令和六年度税制改正において、令和八年度末まで免税措置が講じられております。

この措置により、索道事業者がスキー場で使用する圧雪車をはじめ、砕石場内の機械類や農林業用機械等に使用される軽油に対し、軽油引取税の課税が免除されており、燃料価格が高止まりする中で厳しい経営環境に置かれている地方の事業者においては、免税軽油制度の継続は経営安定上不可欠なものとなっております。

そのため、課税免除措置が廃止されれば、本県の冬季観光の重要な柱であるスキー場の経営や砕石業者等の商工業、農林業等の経営が圧迫されるなど、地域経済全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

なお、軽油引取税については、本年四月から暫定税率が廃止されましたが、廃止後も本則税率は存続しております。

よって、広範な産業への影響を考慮し、軽油引取税の課税免除措置を令和九年度以降も継続されるとともに、その恒久化についても検討されるよう強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、意見書発案の趣旨説明といたします。よろ

しくお願いいたします。

○議長（松岡正人君）　お諮りいたします。県議第十六号を直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君）　御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから県議第十六号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第十七号　ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。二十二番　安井　忠君。

〔二十二番　安井　忠君登壇〕

○二十二番（安井　忠君）　県議第十七号　ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明いたします。

内閣府が発表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、ひきこもり状態にある人は十五歳から六十四歳までの年齢層では全国で約百四十六万人に上り、五十人に一人と推計されております。

ひきこもりに至る背景は、不登校、離職、病気、人間関係、介護、家庭環境など多岐ににわたり、心理的な要因や社会的要因が複雑に絡み合っています。また、若年層から中高年層まで幅広い世代に及び、本人だけで

なく家族も孤立や将来への不安を抱えることから、一人一人の状況に応じた継続的な支援が求められています。

国においては、関連法令に基づく支援や、ひきこもり地域支援センターの設置など様々な取組が進められていますが、ひきこもり支援に特化した法律はいまだ整備されておりません。そのため、年齢や所得、居住地域によって必要な支援につながりにくい場合があります。全国どこに住んでいても等しく支援を受けられる体制が十分整っているとは言い難い状況にあります。

ひきこもり支援を社会全体で取り組むべき重要な課題として位置づけ、本人や家族が安心して必要な支援を受けられる環境を整備することが必要であります。

よって、年齢や所得、居住地域に関わらず、本人及びその家族が必要な支援を継続的に受けることができるよう、ひきこもり支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法整備を図ることを国に強く求めるものであります。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、意見書発案の趣旨説明といたします。

○議長（松岡正人君）　お諮りいたします。県議第十七号を直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君）　御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから県議第十七号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第十八号　部活動の地域展開の推進に向けた支援の充実を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。十八番　平野祐也君。

〔十八番　平野祐也君登壇〕

○十八番（平野祐也君）　県議第十八号　部活動の地域展開の推進に向けた支援の充実を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明いたします。

中学校における部活動は、生徒の体力や技能の向上に加え、協調性や責任感を育むなど、生徒の健全な成長に大きな役割を果たしてきました。

一方で、部活動は教職員の時間外勤務の大きな要因となっているほか、少子化の進行により、特に地方部では学校単位での部活動の維持が困難となっています。このため、学校における働き方改革の推進と生徒の活動機会の確保が課題となってきています。

令和八年度からは、地域クラブ活動の定着を図る「改革実行期間」が始まっていますが、地域クラブの参加拡大に伴う大会運営の在り方など、制度の安定的な運用に向けては、なお多くの課題が残されております。

全ての生徒が、将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、学校における働き方改革を着実に進めるためには、部活動の地域展開を持続可能なものとしていくことが重要であります。

よって、一、地域クラブ活動の安定的かつ継続的な運営を確保するため、必要な財政支援を継続するとともに、経済的困窮世帯の生徒に対する支援の充実を図ること。

二、指導者の確保及び育成について、地域間格差が生じないよう、広域的かつ継続的な人材確保・育成の仕

組みを構築すること。

三、中学校体育連盟主催大会について、教職員への依存を前提とした運営体制を見直すとともに、持続可能な大会運営の方向性を早期に示すこと。

以上の措置を講ずるよう国に強く求めるものであります。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、意見書発案の趣旨説明といたします。

○議長（松岡正人君）　お諮りいたします。県議第十八号を直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君）　御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから県議第十八号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

＋＋＋

午後零時三十分再開

○議長（松岡正人君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松岡正人君）　まずもって、議事運営の不手際で議員の皆様、そして執行部の皆様に大変御迷惑をかけたことをおわび申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

休憩前に採決いたしました議第八十六号及び請願第四十四号につきまして御報告いたします。

議第八十六号については、県民クラブが賛成であったため、本来であればそれぞれに採決すべきところ、一括して採決を行いました。そのため、県民クラブにおかれましては、賛成であったにもかかわらず、不正確な議事運営により反対の意思が示されてしまったことについて、心よりおわび申し上げます。県民クラブの皆様、本当に申し訳ありませんでした。

○議長（松岡正人君）　日程第六　議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、岐阜県議会会議規則第百二十四条第一項の規定により、お手元に配付の議員派遣決定書（案）のとおり決定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松岡正人君）　御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣決定書（案）のとおり決定いたしました。

＋＋＋

閉　会　式

〔一同起立〕

○事務局長（梅本雅史君）　ただいまから閉会式を行います。議長から挨拶をいただきます。

〔議長　松岡正人君登壇〕

○議長（松岡正人君）　閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、このたびの議事運営に不備がありましたことを心からおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。このたびの不備を反省しつつ、今後の議会において円滑な議事運営に誠心誠意努めてまいる所存でございます。

さて、先月下旬の台風第二十五号により千葉県・神奈川県を中心に大きな被害が発生しました。この災害により多くのお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、御遺族の皆様に心からお悔やみを申し上げる次第であります。また、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

議員各位には、二十二日間にわたる本定例会会期中、提出されました議案をはじめ、当面する県政の諸課題について終始熱心に御審議を賜り、ここに全ての案件を議了することができました。議員並びに執行部各位におかれましては、議事運営に格別の御協力をいただきましたことに御礼申し上げます。

また、本県におきましては、現在、県有施設を活用した魅力ある催物が行われております。岐阜県博物館では、九月十八日より開館五十周年記念特別展として「Minerals―永遠の美―」、そして岐阜県美術館では九月

二十六日より「フランス近代絵画の祝宴」が開催されております。

さらに今後、他の施設においても様々な催物が予定されておりますが、このような取組がさらなる県有施設の活用推進、にぎわいの創出につながることを大いに期待申し上げるところです。

結びに、議員並びに執行部各位におかれましては、今後とも県勢発展のため一層の御協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍　手）

○事務局長（梅本雅史君）　知事から挨拶をいただきます。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提出案件につきまして終始熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、本日は予算、条例その他を可決いただくとともに、人事案件の選任同意をいただき、改めて御礼申し上げます。

さて、先月、台風第二十五号の影響による記録的な大雨により関東地方を中心に甚大な被害が生じ、千葉県では八月の豪雨災害に続き再び貴い命が失われたほか、神奈川県においても犠牲者が生じました。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様に心からお悔やみ申し上げます。あわせて、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、一方で、先日閉幕いたしました第二十回アジア競技大会においては、岐阜県ゆかりの選手をはじめ、日本選手団の目覚ましい活躍が多くの県民に勇気と感動を与えてくれました。今月十八日からは第五回アジア

パラ競技大会も開幕いたします。選手の皆様の健闘を心から期待するとともに、その活躍が多くの人々にさらなる希望と感動をもたらすことを願っております。

さらに、今月十七日からの大関ケ原祭、二十四日からの岐阜県農業フェスティバルをはじめ、県内各地で多彩な催しが予定されております。こうした機会を通じて、本県の魅力を県内外に広く発信し、地域のさらなるにぎわいにつなげてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍　手）

○事務局長（梅本雅史君）　これをもちまして閉会式を終わります。

＋＋＋